

高取町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者（以下「ドナー」という。）等に対し、高取町骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、高取町補助金等交付規則（平成14年高取町規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄等の提供」という。）を完了し、これを証明する書類の交付を受けていること。

イ 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されていること。

ウ 町税を滞納していないこと。

エ 骨髄等の提供に関する他の助成金等の交付を受けていないこと。

オ 高取町暴力団排除条例（平成23年高取町条例第17号）第2条に規定する暴力団員、暴力団、若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(2) 前号の者が勤務する事業所の事業者（国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除き、町内に事業所を有するものに限る。）

(助成金の額)

第3条 前条第1号に定める者に交付する助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

(1) 健康診断のための通院

(2) 自己血貯血のための通院

(3) 骨髄又は末梢血幹細胞の採取のための入院

(4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院又は入院

2 前条第2号に定める者に交付する助成金の額は、同条第1号に定める者の通院等の日数に1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき7万円を限度とする

(交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供後、第2条第1号に定める者にあつては、高取町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）及び高取町骨髄移植ドナー支援事業助成金請求書（ドナー用）（様式第2号）に、同条第2号に定める者にあつては、高取町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業者用）（様式第3号）及び高取町骨髄移植ドナー支援事業助成金請求書（事業者用）（様式第4号）に、それぞれ財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し等必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請及び請求は、骨髄等の提供が完了した日が属する年度（以下この項において「提供年度」という。）の翌年度の末日（申請者が被災したことにより同日までに申請することができない場合にあつては、提供年度の翌々年度の末日）までに行わなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、速やかに助成金交付の可否を決定し、交付することに決定したときは、助成金の交付決定の通知等は省略するとともに、助成金を申請者が届け出た口座に振り込むことにより当該助成金の交付を行い、不交付と決定したときは、高

取町骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認められるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年4月1日以降に骨髄等を提供した場合における助成金の算定の基礎となる日数は、同日前の当該骨髄等の提供に要した面談、通院及び入院日数を含むものとする。